

1. 共通事項

(1) 一般事項

- ① 点検・保守は、公演等の全稼働日、保守日及び舞台整備日に行うこととし、日程及び点検・保守内容について、振興会と協議すること。
- ② 公演日程については、別途毎年度振興会が提示する公演等スケジュール表による。公演等については、予定が変更となる場合があるため柔軟に対応すること。
- ③ 業務を要しない日は次のほか、事業者が振興会と打合せのうえ定めた日とする。
振興会創立記念日（7月1日）、年末年始（12月31日から1月1日）
- ④ 新規に購入を予定している舞台関係設備等のリストは、【添付資料5-2-13】「什器・備品リスト 舞台備品（大劇場、小劇場、演芸場）」により、点検・保守を実施すること。
- ⑤ 新規に購入を予定している舞台関係設備及びソフトウェア等の更新時期については、振興会と協議を行い、業務計画書に記載すること。
- ⑥ 点検・保守に必要な工具、計測機器、消耗部品、材料、油脂等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、事業者の負担とする。
- ⑦ 業務の実施に必要な電気、ガス及び水道等の使用に係る費用について振興会が負担する。
- ⑧ 振興会の承諾なしに、設備及び機器等を改変並びに修理してはならない。
- ⑨ 陳腐化リスクについては、業務計画書による。

(2) 業務実施体制

- ① 業務責任者を配置すること。業務責任者は、業務従事者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。なお、業務責任者は、他の業務従事者を兼ねることができる。
- ② 業務副責任者は業務副責任者を補佐する者とする。なお、業務副責任者は、他の業務従事者を兼ねることができる。
- ③ 常駐業務従事者のうち、最低1名は国立劇場と同等以上の舞台機構を有する劇場・放送局等の施設において最低5年以上の点検・保守業務の実務経験を有する者とする。
- ④ 常駐業務従事者は、舞台照明設備、舞台音響設備、公演記録収録設備等の機器及びその取扱い方法についての知識を持ち、非常時には的確かつ速やかに対応できること。
- ⑤ 職員及び出演者、関係者と良好なコミュニケーションを図れること。

(3) 業務の記録

- ① 事業者は、点検・保守業務にあたり第5章第1節5.（3）③による業務計画書を作成し、振興会の承諾を得て実施すること。
- ② 本要求水準書に定めのない事項については、振興会と協議を行い、業務計画書又は作業計画書に記載すること。

(4) 故障時等の対応

- ① 事業者は、24時間出動体制を整え、不時の故障や事故に対し、最善の手段で対処すること。
- ② 事業者は、故障及び不可抗力等により機能停止が生じた場合は、可能な限り速やかに適切な措置を講じるよう努めること。
- ③ 出動依頼から事業者が到着するまでの目標時間を30分とする。また、振興会が特に要請した場合は、直ちに本業務を実施できる体制を整えること。

(5) 事務室（事業者）の無償使用

本件業務の実施のために必要となる管理諸室として、【添付資料4-5-1】「舞台各室性能

表」の舞台機構スタッフ控室を無償で使用することができる。

(6) 業務時間・日程及び実施回数

- ① 業務時間は9時～22時の間とし、原則、当該時間内で作業を終了すること。
- ② 実施回数は、【参考資料5-2-5】「平成31年度大劇場・小劇場保守予定日数」、【参考資料5-2-6】「平成31年度大劇場・小劇場公演等稼働予定表」及び各業務の参考資料を参考に「業務計画書」に定める。

(7) 業務の期間

建物完成引渡し後から運營業務終了までの間とする。

2. 舞台機構設備点検・保守業務の要求水準

(1) 業務内容

舞台吊物機構、舞台床機構及び舞台機構操作設備について、定期点検・保守を行う。
大劇場、小劇場及び演芸場の舞台機構を業務対象とし、点検・保守項目等の詳細については【参考資料5-2-4】「平成31年度 国立劇場大劇場舞台機構保守点検業務の委託仕様書」、【参考資料5-2-7】「平成31年度 国立劇場小劇場及び国立演芸場舞台機構保守点検業務の委託仕様書」を参考にする。

(2) 業務日程

常駐点検・保守は、公演等の全稼働日、保守日及び舞台整備日に行うこと。

3. 舞台照明設備定期点検・保守業務

(1) 業務内容

舞台照明設備の定期点検・保守を行う。
大劇場、小劇場及び演芸場の舞台照明設備を業務対象とし、点検・保守項目等の詳細については、【参考資料5-2-8】「平成31年度 国立劇場大劇場及び小劇場照明設備保守点検業務委託仕様書」、【参考資料5-2-9】「平成29～31年度 国立演芸場舞台照明設備定期保守点検業務仕様書」、【参考資料5-2-10】「平成31年度 国立演芸場舞台照明設備定期保守点検業務作業一覧」及び【参考資料5-1-1】「国立劇場大劇場、小劇場、演芸場及び国立能楽堂の公演実績表」を参考に「業務計画書」に定める。

4. 舞台音響設備定期点検・保守業務

(1) 業務内容

舞台音響設備の定期点検・保守を行う。
大劇場、小劇場及び演芸場の舞台音響設備を業務対象とし、【参考資料5-2-11】「平成31年度 国立劇場大劇場及び小劇場音響設備定期保守点検業務委託仕様書」、【参考資料5-2-12】「平成29～31年度 国立演芸場舞台音響設備定期保守点検業務仕様書」を参考にする。

5. 舞台照明用電球の供給

(1) 調達目的

本業務は、公演事業で使用する舞台照明用電球の安定供給を図るもの。
調達予定の仕様については、【参考資料5-2-13】「平成31年度 国立劇場舞台照明用電球の供給仕様書」を参考にすること。

(2) 調達内容

契約は単価とし、支払は実際に発注・納品された数量に基づき、その都度行われるものとする。
平成31年度の調達物品は、【参考資料5-2-13】「平成31年度 国立劇場舞台照明用電球の供給仕様書」を参考のこと。

6. 公演記録映像収録カメラ及び映像切替え器の点検・保守業務

(1)業務内容

- ① 本業務は、公演記録映像収録カメラ（以下「カメラ」という。）及び映像切替え器運用時に、これらを正常に稼働させるための包括的 point 検・保守管理業務である。
- ② 本業務は、原則として振興会の施設内で実施する。ただし、カメラ等を振興会施設外に移動して本業務を遂行する必要がある場合には、振興会と事前に協議すること。
- ③ 定期点検・保守の内容及び障害発生時の対応については、業務計画書及び作業計画書による。
詳細は【参考資料 5—2—14】「平成 31 年度 公演記録映像収録カメラ及び映像切替え器の保守業務（本館・演芸場）」による。

(2)本業務従事者に求める要件

本業務の従事者は、放送局設備又はそれに準じる設備における映像系統の信号及びその制御系信号に係る専門知識を有するとともに、カメラ及び映像切替え器については技術的知識のみならず、点検・保守業務に従事した実績と技術力を有していること。

7. I T V 定期点検・保守業務委託

(1)業務内容

大劇場、小劇場及び演芸場の舞台運営業務を支障なく履行するため、I T V 設備の定期点検・保守を実施する。

詳細は【参考資料 5—2—15】「平成 31 年度 国立劇場大劇場及び小劇場 I T V 定期保守業務委託仕様書」、【参考資料 5—2—16】「平成 31 年度 国立劇場大劇場及び小劇場 I T V 定期保守業務委託機器構成表」及び【参考資料 5—2—17】「平成 31 年度 国立演芸場舞台運営用テレビ設備定期保守点検業務」による。

(2)本業務従事者に求める要件

- ① 本業務内容の範囲内にある各種製造業者等を統括すること。
- ② 電気音響技術の職種別に専門の技術者を置いて行うものとする。

8. 公演記録録音調整卓の点検・保守業務

(1)業務内容

- ① 本業務は、公演記録録音調整卓（以下「調整卓」という。）を正常に稼働させるための包括的 point 検・保守業務である。
- ② 本業務は、原則として振興会の施設内で行う。ただし、調整卓を振興会施設外に移動して本業務を遂行する必要があるような場合には、振興会と事前に協議すること。
- ③ 業務の詳細は【参考資料 5—2—18】「平成 31 年度 公演記録録音調整卓の保守業務（本館・演芸場）仕様書」

(2)本業務従事者に求める要件

本業務の従事者は、放送局設備若しくはそれに準じる設備におけるデジタル、アナログ両仕様の音声信号系統に関わる知識を有し、ことに調整卓については技術的知識のみならず、点検・保守業務に従事した実績と技術力を有していること。

9. 公演記録映像収録 V T R 装置の点検・保守業務

(1)業務内容

- ① 本業務は、公演記録映像収録 V T R 装置（以下「V T R」という。）運用時に、これを正常に稼働させるための point 検・保守業務である。
- ② 本業務は、原則として振興会の施設内で行うこと。ただし、V T R を振興会施設外に移動して本業務を遂行する必要があるような場合には、振興会と事前に協議すること。
詳細は【参考資料 5—2—19】「平成 31 年度 公演記録映像収録 V T R 装置の保守業務

(本館・演芸場)」による。

(2)本業務従事者に求める要件

本業務の従事者は、放送局設備若しくはそれに準じる設備における映像系統の信号、音声系統の信号及びそれらの制御系信号に係る知識を有し、特にVTRについては技術的知識のみならず、点検・保守業務に従事した実績と技術力を有していること。

10. 公演記録映像収録設備の点検・保守業務

(1)業務内容

- ① 本業務は、公演記録映像収録設備運用時に、これらを正常に稼働させるための包括的点検・保守管理業務である。
- ② 本業務は、原則として振興会の施設内で実施する。ただし、公演記録映像収録設備等を振興会施設外に移動して本業務を遂行する必要がある場合には、振興会と事前に協議すること。
- ③ 定期点検・保守の内容及び障害発生時の対応については、業務計画書及び作業計画書による。
詳細は【参考資料5—2—22】「平成31年度 公演記録映像収録設備保守管理業務（本館・演芸場）仕様書」による。

(2)本業務従事者に求める要件

本業務の従事者は、放送局設備又はそれに準じる設備における映像系統の信号及びその制御系信号に係る専門知識を有するとともに、カメラ及び映像切替え器については技術的知識のみならず、点検・保守業務に従事した実績と技術力を有していること。